

財務省告示第二百七十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第三十八回、第四十一回、第四十二回、第四十三回、第四十四回、第四十五回、第五十一回、第五十二回及び第五十四回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	法律及びその条項の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額内金額で九百九十九億円
七	払込金額	千円 千四十四億七千三百四十一万二

八 最低額面金 五万円

九 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録による最低額と

額の整数倍の金額によるものと

する。平成十八年六月二十日

平成十八年六月二十日 額面金額

発行対象国債ごと、額面金額

百円につき、次の算式により算

出した金額

振替単位

発行行日

発行価格

五万円

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録による最低額と

額の整数倍の金額によるものと

する。平成十八年六月二十日

平成十八年六月二十日 額面金額

発行対象国債ごと、額面金額

百円につき、次の算式により算

出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)

(一) 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額に加えて、次の算

式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込

むものとする。

十三 利率  
の経過  
払込み

の率前十発行、  
 金額の第の発行、  
 面金額か共日に  
 額国債の発行日  
 の象対翌行日  
 債対行の発行日  
 象発行日  
 行各期する子なる  
 対各期する子なる  
 行各期する子なる  
 額100×支規数(日に  
 総額100×支規数(日に  
 /利回過日と)

(二) 発行時にあって、その利子

に係る所得税が源泉徴収され

十四 利 子

るものとして振替口座簿中の  
口の記載又は前記の算式  
のついでに算出した金額を  
金額に百分の二十を乗じた  
金額にたいして当該国債を  
額へおいた取得者が非居住  
者に又は外国に記入する者  
に、又は前記の算式により算  
出た金額が適用を受ける所  
は、外国税法が適用を受ける  
所得の控除の税率を乗じた  
金額を  
第十号に規定する発行日の各  
発行対象国債の支払期に  
おいて、次の金額を支払  
う。ただし、支払期に  
おいて、その翌営業  
日に、当該金額を支払  
うに当たるときは、前  
記の支払期に、おいて、規  
定する日支に、おいて、同  
じ。

$$\frac{\text{各発行対象国債の額} \times \text{年} \times 100}{\text{発行対象国債の利率} \times 100} \times 100 \times 100 \times 100$$

十五 償還金の額  
十六 償還金の基  
十七 償還金の基

償還金の額  
償還金の基  
償還金の基

（別表のとおり）  
額、金額、年、月、日、円  
平成十一年六月十三日付  
証券協会の発表した公債  
頭売買参考統計表に掲載  
た各発行対象国の債の平均  
利回りとする。

(利付第二十五年国庫債券四回)	(利付第二十五年国庫債券二回)	(利付第二十五年国庫債券一回)	(利付第二十四年国庫債券五回)	(利付第二十四年国庫債券四回)	(利付第二十四年国庫債券三回)	(利付第二十四年国庫債券二回)	(利付第二十四年国庫債券一回)	(利付第二十年国庫債券八回)	名称及び記号
二・二%	二・一%	二・〇%	二・四%	二・五%	二・九%	二・六%	一・五%	二・七%	利率(年)
平成二十二年三月二十日	平成二十一年九月十日	平成二十一年六月十日	平成二十二年三月十日	平成二十二年三月十日	平成二十一年九月十日	平成二十一年三月十日	平成二十一年三月十日	平成二十年三月二十日	償還期限
百二十億円	三百十八億円	五十七億円	五億円	十億円	九十億円	三百十五億円	十億円	七十四億円	(発行額面金額)

十八 元利金支 日本銀行  
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
二十 払込者 入札参加  
(別表) 払込期日 平成十八年六月二十日